

東京都立大塚ろう学校管理運営規程

15 大塚ろう第1号
平成15年4月1日
校長 決 定

第1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大塚ろう学校本校、城東分教室、城南分教室、永福分教室（以下「本校及び分教室」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校及び分教室における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副 校 長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ幼児・児童の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、上司の命を受け、相当する校務を統括処理する。
- 2 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、幼児・児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 部

教務部、生活指導部、進路支援部及び研究部を置く。

なお、生活指導部内に「学校サポートチーム」を設置する。各部の分掌内容については別表Ⅰのとおりとする。

2 学部・学年

幼稚部、小学部を置く。

3 教科・領域等

幼稚部 健康、人間関係、環境、言語、表現及び自立活動

小学部 国語、社会、算数、理科、生活科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、及び生活単元学習を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 委員会

(A) 保健給食委員会、図書文化委員会、体育委員会、ICT委員会、ホームページ委員会、施設設備委員会

(B) 安全衛生委員会、学校開放事業委員会、学校保健委員会、防災・安全委員会、防災教育推進委員会、省エネ委員会、アレルギー対策委員会、学校いじめ対策委員会、医療的ケア安全委員会、全日本聾教育研究会実行委員会

なお、各委員会の内容については別表Ⅱのとおりとする。

7 学校運営連絡協議会

8 「きこえとことば」相談支援センター

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第 10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第 11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業

務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、幼稚部主任、小学部主任、並びに保健主任とする。ただし、校長は必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 開催

原則として毎週1回以上開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

原則として月1回以上開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

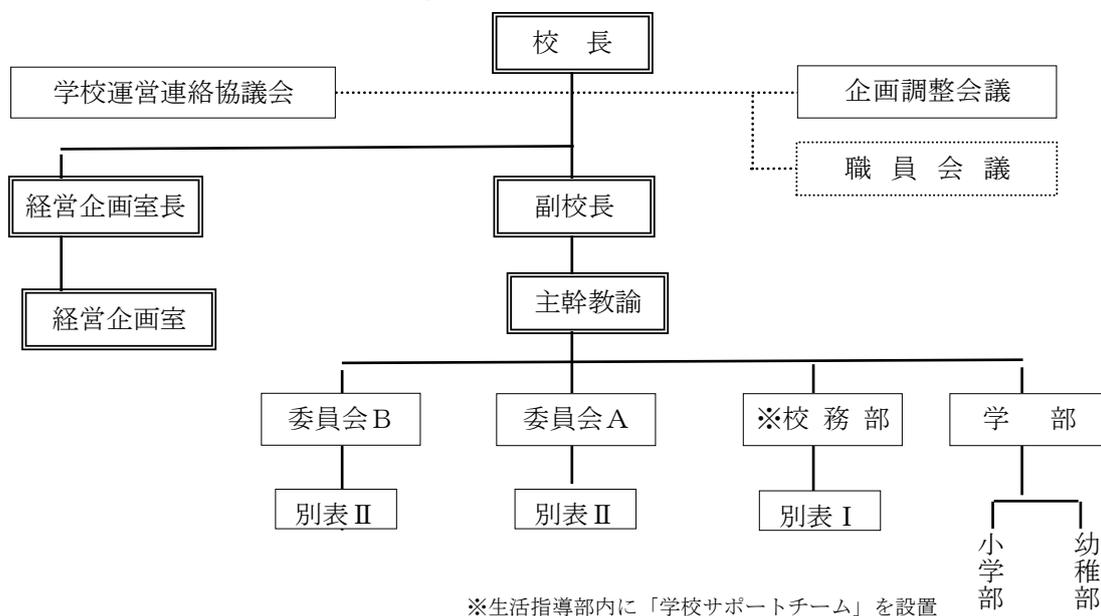
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上で事前に資料を添付し、副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第 14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 15 予 算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 I

分 掌	内 容
教 務 部	教育課程の編成・実施、時間割等教育計画に関する事 教科書及び学校要覧、学校案内等教務実務に関する事 学籍等幼児・児童の管理に関する事 儀式的行事に関する事 教育実習及び介護体験に関する事 個人情報の管理に関する事
生活指導部 (学校サポートチーム)	幼児・児童の生活指導、安全指導に関わる指導計画立案実施に関する事 (交通安全、登下校指導、不審者対応訓練、避難訓練、防災教育等) 災害対策に関する事 いじめ防止に関する事
進路支援部	就学相談、転入学相談、通級指導及び通級相談に関する事 聴覚障害教育やその活動に関する情報の発信及び理解啓発に関する事 聴覚障害乳幼児及び児童の教育相談や進路指導等に関する事 個別の教育支援計画の進行管理、支援会議の開催に関する事 アセスメントの実施に関する事 副籍事業に関する事 学校公開、公開講座、特別支援教育に関する研修の計画立案、実施に関する事
研究部	教職員の研修・研究の企画、実施、連絡調整に関する事 研究紀要の編集及び校外研修の周知に関する事

別 表 II

委員会A	内 容
保健給食委員会	保健・給食等、健康の保持増進に関する指導計画案、実施に関すること
図書文化委員会	図書の購入、図書室の運営及び読書活動に関すること 文化的行事に関する企画・立案、実施に関すること
体育委員会	体育的行事に関する企画・立案、実施、体育施設・物品の管理・整備に関すること
I C T委員会	I C T機器、個人情報管理、視聴覚機器の管理、学校行事の記録に関すること
ホームページ委員会	ホームページに関すること
施設設備委員会	施設の活用・企画・美化・整備に関すること

委員会B	内 容
安全衛生委員会	教職員の労働安全及び衛生に関すること
学校開放事業委員会	学校施設の開放に関すること
学校保健委員会	学校における健康づくりに関する企画・実施に関すること
防災・安全委員会	災害の予防・防止・対応、校内の安全対策等、危機管理に関すること
防災教育推進委員会	災害及び災害避難時、防災等における教育に関すること
省エネ委員会	組織的な省エネ活動の徹底、教職員の自主性・自発的に基づく省エネ活動の促進に関すること
アレルギー対策委員会	学校におけるアレルギー対応に関すること
学校いじめ対策委員会	学校におけるいじめ防止に関すること
医療的ケア安全委員会	学校における医療的ケアに関すること
全日本聾教育研究会実行委員会	聴覚障害教育の研究に関すること